

さいたま市告示第1617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区東町一丁目1525番2、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和7年7月2日
第開 - N2025029号

4 検査済証番号

令和7年10月17日
第完 - N2025029号